

高等教育の修学支援新制度

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



進学先で学ぶ意欲がある
学生であること
成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

給付型奨学金の支給額（年額）

(住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合)

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約 35万円	約 80万円
	私立	約 46万円	約 91万円
高等専門学校	国公立	約 21万円	約 41万円
	私立	約 32万円	約 52万円



世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族（本人（18歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・中学生）で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）

上限額

給付型奨学金
約91万円

授業料減免
約70万円

上限額の2/3
約61万円

約47万円

上限額の1/3
約30万円
約23万円



自分が支援の
対象になるか
調べてみよう。



自分が支援の
対象になるか
調べてみよう。

年収目安

～270万円
住民税非課税世帯
(第Ⅰ区分)

～300万円
(第Ⅱ区分)

～380万円
(第Ⅲ区分)

注) 年収目安は、兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円

